

第5 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 道の推進体制

道では、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、知事を本部長に、関係部長を本部員とする「北海道少子化対策推進本部」を設置しており、引き続き、全庁を挙げて少子化対策に取り組みます。

また、各地域において少子化対策が推進されるよう、各地域毎に、保健、医療、福祉、労働、教育その他子どもに関する幅広い分野の関係機関をメンバーとして設置している「少子化対策圏域協議会」において、少子化対策に係る情報交換や検討協議を行うとともに、全道連絡会議の開催などを通じて、関係機関と連携した取組を推進します。(図表23)

(2) 「北海道子どもの未来づくり審議会」

道では、条例第22条に基づき、少子化対策を推進するための知事の諮問機関として「北海道子どもの未来づくり審議会」(以下「審議会」という。)を設置しています。

審議会では、知事の諮問に応じて少子化対策の重要事項の調査審議等を行うほか、子どもが自らの意志を表明できる権利を行使できるよう、審議会内に中学生・高校生を委員とする「子ども部会」を設置しています。

審議会が少子化対策の推進に関し必要と認めた事項については、毎年、知事への建議が行われ、道では、建議内容を施策へ反映させるよう取り組んでいます。

(3) 国及び市町村との役割分担

国は、次世代法に基づき「行動計画策定指針」を策定するほか、道及び市町村の行動計画に定める措置を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

道は、次世代法に基づき道行動計画を策定するとともに、市町村に対し行動計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき、国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

市町村は、次世代法に基づき市町村行動計画を策定し、地域の実情に即した少子化対策を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める少子化対策の推進について、道と緊密な連携を図ることとします。

2 計画の点検評価

計画は、条例第21条に基づき、毎年、少子化対策の推進状況について公表することとします。

点検評価に当たっては、毎年度の取組の概要、事業指標の達成状況などについて、道民にわかりやすい内容となるように努めるとともに、道民意識やニーズの変化等を的確に把握するため、定期的又は必要に応じて調査等を行うこととします。

また、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルを重視し、点検評価結果等を踏まえ、必要に応じて施策の内容や取組方法等の見直しを行うこととします。

3 計画の着実な推進に向けて

計画を着実に推進するためには、本道の広域性を踏まえながら、道民ニーズの変化などに的確かつ柔軟に対応するとともに、道民の参加、企業等との協働、さらには本道の自然環境などを活かした取組を効果的に進めることなどが必要です。

そのため、条例や計画のめざす姿の実現に向け、道が主体となり先導的な役割を担い、国や市町村、関係する団体や様々な機関などとの連携強化を図り、取組を進めます。

①市町村での取組

道内の市町村における合計特殊出生率は、市町村毎に大きな開きがある（「第2 本道の少子化の現状」参照）ことから、現在及び潜在的な家庭類型別の世帯構成や保育等の住民ニーズ及び中期的な児童の推計数などを踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた行動計画の策定及び施策の推進が必要です。

特に、都市部では、待機児童の解消を図るとともに多様な保育サービス及び子育て支援体制等の充実や、雇用環境の整備及び若年者の就業支援、大学生等への普及啓発などや次代の親づくり教育などに重点を置いた対策が重要です。

また、都市部以外の地域においては、若年者の地元への定着や一次産業における両立支援策、周産期・産婦人科・小児科等の保健医療体制の確保、季節的な保育ニーズなど地域産業を踏まえた柔軟な子育て支援体制の整備などに重点を置いた対策が重要です。

②北海道の取組

子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支える社会、子どもの未来に夢や希望が持てる活力ある北海道を実現するため、次の視点で取組を進めます。

■自然や産業などを活用した北海道らしい取組の促進

本道の豊かな自然を活かした公園、遊び場の整備や体験学習、キャリア教育の実施及び食育の推進、さらには、農業など北海道の産業を活かした就農支援など、北海道らしい取組を促進する視点を持って進めます。

■地域に応じた道民ぐるみの取組の展開

広域的な観点から地域の実情に配慮した取組や情報提供などの支援を行うとともに、「せわすき・せわやき隊」など道民の参加による取組や市町村及び企業等との協働による地域ぐるみの取組を展開し、さらに道民ぐるみの取組へと発展させるなど、社会全体で子育て等を支援する視点を持って進めます。

■次代へつなぐ、未来を支える人づくり

未来の北海道を支えるのは人であり、少子化対策は未来の北海道を支える人づくりの観点からの施策でもあると言えます。

若者等が結婚して親となり子どもを育て、子どもがのびのびと健やかに若者へと成長し、そして経済的かつ精神的に自立して次代の親となる流れをしっかりと意識した視点を持って進めます。

■北海道の実情に応じた仕組みづくり

子育て支援制度等の創設や拡充等について国へ提案等を行うとともに、道州制特区推進法に基づく対応を引き続き検討するなど、北海道の実情に応じた独自の視点を持って進めます。

③社会全体による取組

計画の着実な推進を図るために、道民が少子化社会に問題意識を共有するとともに、少子化対策に主体的に参加し、地域の気運を盛り上げ、社会全体で取り組む環境づくりが大変重要であると考えています。

道や市町村といった行政や様々な機関や団体だけではなく、道民の皆様には、結婚しているしていない、子どもを持つ持たない、老若男女を問わず、こうした取組に積極的に参加していただくことを期待しています。

また、少子化対策は長期的に継続して取り組むことが不可欠であり、少子化対策は未来の北海道づくりに深く関わることから、すべての道民がその課題を共有し、負担を分担しあうという視点を持ち検討していくことも必要です。

このほか、計画では、施策や取組に関して予算の伴うものを中心に盛り込んでいますが、必ずしも予算が必要とは限らず、道庁の資源を活用した事業などにも道自ら積極的に取り組んでいくという視点も取り入れながら施策の推進を図ります。

このように、道では、あらゆる機会、資源等を活用して計画を推進することとしますが、道民一人ひとりの少子化対策への参加が何よりも必要であることはいうまでもありません。本道の少子化の流れを変え、子どもの未来に夢や希望が持てる社会を実現するため、少子化対策が、一人の参加から地域ぐるみの取組となり、そしてさらに大きな広がりとなり、道民が一体となった取組へと発展していくことをめざします。

【図表23：推進体制イメージ】

